

養護・訓練について

— 養護教育センターの役割 —

障害をのりこえ社会参加をめざそう

はじめに

六月から、養護教育センターでは、県内の盲、聾、養護学校教員をはじめ、小・中学校特殊学級担当教員、幼稚園寄宿舎職員等を対象として、各種の研修講座を開始しました。その一つとして、養護・訓練研修講座を実施したのを機会に、養護・訓練とは何か、また養護・訓練における当センターの役割等について紹介することにします。

一、養護・訓練とは何か

養護・訓練は、「児童・生徒の心身の障害から生じる発達上の遅滞や欠陥を補い、望ましい成長を促進助長するために、特別な指導分野を教育課程の中に位置づける」という趣旨に基づいて、昭和四十六年三月に告示された「特殊教育諸学校小学校部・中学部学習指導要領」(以下「昭和四十五年度版学習指導要領」という)から、新しい領域として設定されたものです。

その後、現行の学習指導要領である昭和五十四年七月改定の「盲学校、聾学校及び養護学校小学校部・中学部学習指導要領」(以下「昭和五十四年度版学習指導要領」という)でも、その目標及び内容は、昭和四十五年度版学習指導要領と全く同じです。

(一) 養護・訓練の目標

児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識

識、技能、態度及び習慣を養い、もつて心身の調和的発達の基盤を培うことを目指としています。

(二) 養護・訓練の内容

一、心身の適応

二、心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。

三、障害を克服する意欲の向上に関すること。

B、感覚機能の向上

一、感覚機能の改善及び向上に関すること。

二、感覚の補助的手段の活用に関すること。

C、運動機能の向上

一、認知能力の向上に関すること。

D、意味の伝達

一、生活の基本動作の習得及び改善に関すること。

二、言語の形成能力の向上に関すること。

三、作業の基本動作の習得及び改善に関すること。

(三) 養護・訓練の指導計画の作成と内容の取り扱い

現行の昭和五十四年度版学習指導要

領には、次のように示されています。

1、指導計画の作成に当たっては、個々の児童又は生徒の心身の障害の状態、発達段階及び経験の程度に応じて、それぞれに必要とする内容を相互に関連づけて具体的な事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるものとします。

2、指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳及び特別活動における指導と密接な関連を保つようにし、組織的、計画的に指導が行われるようにするものとする。

3、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の心身の障害の状態及び能力・適性等に応じた具体的な目標を明確にし、児童又は生徒の意欲的な活動を促すようになります。

4、養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識や技能を有する教師が中心となつて担当し、全教師の協力のもとに、効果的な指導を行なうようにするものとします。

5、児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め、適切な指導ができるようにするものとします。

以上から、養護・訓練は、学習の基礎となる心身を、可能な限り健全に育てることに主眼をおき、障害の状態を改善又は克服できるように、専門的知